

# 老人保健・国民健康保険前期高齢者証で医療を受けている方へ

『限度額適用・標準負担額減額認定証』をお持ちですか。この認定証の交付を受けると、入院時の自己負担金と食事代が減額され、さらに外来の場合でも医療費が高額になったときの自己負担限度額が低くなります。

この認定証の交付には、申請が必要です。有効期限は申請月の初日から申請月以降最初の7月31日までですので、現在認定証をお持ちの方についても、8月1日以降に再度申請が必要となります。

## 減額認定の要件

### ○老人保健

#### 低所得Ⅱ

同一世帯の世帯員全員が住民

税非課税の方

#### 低所得Ⅰ

同一世帯の世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を8万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

### ○国民健康保険前期高齢者

#### 低所得Ⅱ

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方

#### 低所得Ⅰ

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を8万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

## 老年人に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

（平成18年8月から2年間）

老年人に係る住民税非課税措置の廃止により低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、その課税者が合計所得金額125万円以下で昭和15年1月2日以前生まれの方のみの場合は、同一世帯内の非課税者は申請すると、医療費が高額になったときの自己負担限度額および入院時の食事代の標準負担額は「低所得Ⅱ」が適用されます。

※国民健康保険前期高齢者とは、昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の方で老人保険制度の適用を受けていない国保被保険者の方です。※住民税未申告の世帯については判定ができませんので、申告していただくこととなります。また、世帯構成変更などにより年度途中から該当する場合があります。



### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課

☎ 58-2111

- ・国民健康保険係（内線1182）
- ・老人保健係（内線1187）

## ◎社会保険庁からのお知らせ◎

### 年金加入記録の確認について

皆様の大切な年金に関して不安を与え、心よりお詫び申し上げます。

年金記録をもう一度確認させてください。

- お電話でのお問い合わせは「ねんきんあんしんダイヤル」0120-657830へ（24時間、土日も受け付けております。）
- 来訪でのお問い合わせは最寄の社会保険事務所へ。
- インターネットのID・パスワード方式による方法については社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）をご利用ください。

### ◆問い合わせ先

- ・土浦社会保険事務所  
☎ 029-824-7121
- ・ねんきんあんしんダイヤル  
☎ 0120-657830